

令和元年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付け

7月1日(月)～

対象期間 令和元年7月分～令和2年6月分まで
申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から**2年1カ月**前までとなります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、一度保険年金課へご相談ください。

※保険料を未納のまま放置すると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主）の財産が差し押さえになることがあります。

申請方法

- マイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
 - 窓口に来庁される方の身元確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど）
 - 年金手帳（基礎年金番号がわかる書類）
 - 印鑑（スタンプ式不可）、
 - 委任状（本人または世帯主以外の方が手続きする場合）をご持参の上、ご相談ください。
- ※失業したことなどにより申請を行う場合で、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などをご持参ください。



制度や申請方法の詳細については、保険年金課または日本年金機構ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）
土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
自動音声に従って【2】を押した後に【2】を押してください。

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課でお手続きしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

国
民
年
金
あ
れ
こ
れ

令和元年度国民年金保険料
免除・納付猶予の申請について

更新の対象者

重度心身障がい者	①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたは④に該当される方 ③国民年金等の障害年金が1級に該当している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療被保険加入者』に限り対象となります。
ひとり親家庭の 母子・父子	子が18歳になる学年末まで（重度障害の場合および高校在学の場合は20歳まで）

更新の判定結果が**該当**の方

7月1日から有効の受給者証を発送します。また、有効期限が経過した受給者証は、各自で破棄をお願いします。

更新の判定結果が**非該当**の方

来年の6月30日まで助成の対象となりません。なお、次年度の更新は、自動的にを行います。

窓口で更新手続きが必要な方

- ①平成31年1月1日時点で利根町に、本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方。
 - ②本人もしくは扶養義務者の、平成30年中の収入申告がお済みでない方。
- ※①・②に該当する方は、**更新の手続きが必要になります。**
更新手続きが必要な方には6月中に案内を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場保険年金課までお越しください。

外来・入院自己負担金 送金予定日

振込予定日 7月26日(金)
送金対象診療月 2月診療分から4月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」

<償還対象>

- 外来自己負担金＝妊産婦・小児・ひとり親家庭の方
 - 入院自己負担金＝年齢が0歳～18歳の方
- ※振り込み予定日前に振込口座・名義等を変更された場合は、振り込み不能となります。連絡をしていただくとともに、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。
※領収書は、振り込みが確認できるまで、捨てずに保管してください。

重度心身障がい者・ひとり親家庭の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ
～新しい受給者証の送付について～
重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として医療福祉費支給制度の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。
7月からの資格は、前年の所得状況や世帯状況を確認後、更新事務を行い、該当・非該当にかかわらず、判定の結果を6月下旬に通知いたします。

福 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者住所	みほん
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	
発行機関名及び印	茨城県 利根町
交付年月日	年 月 日

▲受給者証

問い合わせ先
役場保険年金課 医療福祉係
☎68-2211
(内線237・238)

令和2年4月1日採用

利根町職員募集!

募集区分 一般事務

予定人員 若干名

受験資格など 平成元年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または4年制大学を卒業した方（卒業見込み者含む）

※日本の国籍を有しない方、地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する方は受験できません。

問い合わせ先 役場総務課 人事給与係
☎68-2211(内線504)

試験概要

- 第1次試験日 9月22日(日)
※第2次試験・第3次試験については、合格者に別途通知
- 第1次試験会場 茨城大学(水戸市)
給与(基本給) ・高校卒14万8,600円・短大卒16万1,300円・大卒18万700円
※学校卒業後一定の経験年数がある方は、上記金額(平成31年4月1日現在のものです。)に一定額が加算されます。(その他各種手当あり)
- 申し込み方法 6月27日(木)から総務課人事給与係で申込書類の配布をしますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
※郵送請求も可。詳細については、事前にお問い合わせください。
- 申し込み期間 7月1日(月)～7月31日(水)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
※郵送の場合は7月31日(水)必着
※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

利根町子育て
応援手当事業の新規申請は
令和2年3月31日
受付分まで!

町では第1子から支給対象とした新たな事業への見直しを図るため、利根町子育て応援手当事業は、令和元年度をもって、新規申請の受け付けを終了いたします。
新規申請は、令和2年3月31日(火)までに役場子育て支援課で受け付けをした分までとなりますので、申請忘れのない様、お願いいたします。
また、令和元年度までに受給者として認定を受けた方につきましては、これまでと同様に支給期間(15年)が終了するまで継続いたします。今後も、毎年10月に行う現況届の審査後、支給決定された受給者に対し、手当を支給いたします。
新事業につきましては、決定しい、お知らせいたします。
問い合わせ先
役場子育て支援課 子育て支援係
☎68-2211(内線332)